

不登校児童生徒が民間施設及び学校外等で 相談・指導を受けている場合に関するガイドライン

令和5年7月12日

茅野市教育委員会

不登校児童生徒については、児童生徒が社会的に自立できるように様々な努力や支援が行われてきていますが、依然としてその数は高水準で推移しており、喫緊の課題となっています。こうした中、平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、その基本理念として、不登校児童・生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示されました。

また、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）では、不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命な努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることと示されました。

これらの法令や通知を受け、茅野市においても不登校児童生徒が民間施設及び学校外等で、相談・指導を受けている場合に関するガイドラインを定めます。

＜民間施設等についてのガイドライン＞

このガイドラインは、個々の民間施設等についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設等において相談・指導を受ける際に、保護者や学校が留意すべき点を示しています。また、民間施設等は、その性格、規模、活動内容な様々であるので、これらの施設と積極的に連携し、相互に協力・保管するために、以下のガイドラインを定めます。

学校または教育委員会が、民間施設等を利用する不登校児童生徒の指導要録上の「出席扱い」について判断する際に、このガイドラインを参考としながら、児童生徒の社会的自立に資する支援が民間施設等で行われているかを総合的に判断することが求められます。判断に際しては、民間施設等の訪問・見学等を通じて、民間施設等について詳細な実情把握に努めることが重要となります。

1 実施主体について

実施者（法人、個人は問わない）が、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 不登校児童生徒が自らの進路を主体的に考えられるよう、社会的に自立するための相談・指導を明確な目的として、その目的に沿った取組が行われていること。

(2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障がい及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の支援体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談・指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰・暴力行為等の不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- (1) 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮のうえ、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者に対し面会や退所の自由が確保されていること。

＜不登校児童生徒が学校外の施設等で相談・指導を受けた場合の 指導要録上の「出席扱い」についてのガイドライン＞

市内に居住する不登校児童生徒で、学校外の施設等において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者がいます。このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、次に掲げる要件を満たすとともに、これらの施設等における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、不登校指導生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は、指導要録上「出席扱い」とすること及びその成果を評価に反映することができるものとします。

1 「出席扱い」にかかる要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設等の実情が「民間施設等についてのガイドライン」に沿っているかについて、校長が確認していること。（校長は教育委員会と連携すること）

2 留意事項

- (1) 当該施設等において、児童生徒の在籍校の定める教育課程に沿った学習が適切に行われている場合は、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入する。また評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設等に積極的に伝え、自立への支援につなげることが重要であること。
- (2) 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述する等、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努める必要があること。

＜不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の 指導要録上の「出席扱い」についてのガイドライン＞

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関または民間業者が提供するICT等を活用した学習活動を行うとき、一定の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動でありかつ、当該児童生徒の自立を支援する上で、校長が有効・適切であると判断する場合、校長は、指導要録上「出席扱い」とすること及びその成果を評価に反映することができるものとします。

1 「出席扱い」にかかる要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育シ

- ステム等)や郵送、FAX等を活用して提供される学習活動であること。
- (3) 教職員の訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援等が定期的かつ継続的に行われるものであること。
 - (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設等についてのガイドライン」に沿っているかについて、校長が確認していること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。校長は教育委員会と連携すること。）
 - (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者等を含めた連絡会を実施したりする等して、その状況を十分に把握すること。
 - (6) ICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

2 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) 家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、教育支援センター等、学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的な調整に努めること。
- (3) ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (4) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行う等、訪問する者の資質向上等に努めること。
- (5) 「出席扱い」の日数換算については、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間等を基準とした規程等を作成して判断すること等が考えられること。
- (6) 学習活動の成果を通知表その他の方法により児童生徒や保護者等に伝えることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援するうえで意義が大きい。学校が把握した当該学習の計画や内容が、児童生徒の在籍校の教育課程に照らし適切と判断される場合、校長は学習活動の成果を評価に反映することができる。
- (7) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述する等、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

<指導要録上「出席扱い」と判断するための望ましい流れ>

